

門 総 課 第 1778 号
平成 31 年 2 月 15 日

〇〇 〇〇 様

門真市総務部課税課長

「上場株式等に係る配当所得等」に関する市民税・府民税の課税誤りについて（お詫び）

平素は、本市税務行政にご理解とご協力いただき誠にありがとうございます。

このたび本市では、「上場株式等に係る配当所得等」に関する市民税・府民税の税額を誤って決定していたことが判明しました。

原因は、平成 15 年の地方税法の改正によって、平成 17 年度からは、市民税・府民税の納税通知書送達後に「上場株式等に係る配当所得等」に関する所得税の確定申告書が提出された場合は「上場株式等に係る配当所得等」を市民税・府民税の税額算定対象から除外しなければならないこととされたにもかかわらず、確定申告書に記載された内容に基づいて市民税・府民税の税額を算定したため、税額を誤って過大に徴収しておりました。

〇〇 〇〇 様には多大なご迷惑をお掛けしたことを、深くお詫び申し上げます。

つきましては、別紙「市民税・府民税の決定または変更通知書」に記載しております税額を還付させていただきますので、お手数ですが同封しております「口座振込依頼書」に必要事項をご記入のうえ返信用封筒でご返送願います。

今後、税制改正に伴う法令等の解釈や課税事務にあたっては、今回の事案を深く受け止め、これまで以上に職員の専門知識の習得に努め、法令に基づいた適正な課税事務を進めてまいります

ご不明な点等がございましたら、下記の問い合わせ先までご連絡をお願い申し上げます。

【問い合わせ先】

門真市総務部課税課市民税グループ

担当：森田、三原

電話：06-6902-1231(代表)

06-6902-5898(直通)